

## 第7章 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めています。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスを供給できる体制を整えることで、子育て世帯が安心して子どもを育てながら、暮らしていける環境の実現を目指します。

そのため、市内各部局の連携をはじめ、関係機関等との連携を密にすることで横断的に取り組むとともに、「亀山市子ども・子育て会議」での2期計画の執行状況の検証を行い、検証に基づく市の具体的な事業計画等の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる効果的な計画推進に取り組みます。

